

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部保険医療課	
契約締結年月日	令和 6年 4月 1日	
業 務 名	生活習慣病予防健診（短期人間ドック）委託（単価契約）	
業 務 の 概 要	市国民健康保険加入者で、対象年齢30歳～39歳（令和6年度末日現在）の者に対し生活習慣病予防健診（短期人間ドック）を実施する。	
契約金額（税込）	別紙による単価契約 （予定金額 3,968,000円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	一般社団法人 瀬戸旭医師会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	生活習慣病予防健診（短期人間ドック）については医師が実施すること及び地域医療を充実させていくことが必要であるため、瀬戸市・尾張旭地域内にある唯一の医師の団体である一般社団法人瀬戸旭医師会と契約し、その加入医療機関により実施することが最も効果的であり、他に同様の契約相手方は存在しないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部保険医療課です。

健診の委託料等

委託名称		委託料 (消費税含む)	受診者負担金	
基本健康診査	検査項目	問診 身体計測 理学的検査 血圧測定 血液検査(脂質、肝機能、 血糖、貧血、クレアチニン、尿酸)	800円	
		尿検査		
	生活習慣指導料			1,375円
	合 計			10,054円
胃エックス線検査	1件当たり	15,730円	800円	
便潜血反応検査	1件当たり	2,079円	200円	
胸部エックス線検査	1件当たり	3,641円	300円	
腹部超音波検査	1件当たり	5,830円	500円	